点字広報誌

# 私　た　ち　の　税　金

（令和６年度版）

国税庁広報広聴室

この点字広報誌「私たちの税金」は、令和６年４月１日現在の法令等に基づいて作成しています。

目次の項目については、本文中でも[　]書きで点字本のページ数を表示しています。

この資料では「所得税及び復興特別所得税」について、「所得税等」と記載しています。

# 「私たちの税金」（令和６年度版）目次


| | ページ | 点字本ページ |
|---|---|---|
| 税金とは | 1 | ( 1) |
| 納税の義務 | 2 | ( 1) |
| 税金はこう使われる | 3 | ( 3) |
| １　社会保障 | 3 | ( 5) |
| ２　公共事業 | 4 | ( 7) |
| ３　教育・科学の振興 | 4 | ( 7) |
| ４　地方財政の適正な運営 | 5 | ( 8) |
| 税金にはこんな種類が | 6 | ( 10) |
| １　国税と地方税 | 6 | ( 10) |
| ２　所得課税、消費課税と資産課税 | 6 | ( 11) |
| ３　直接税と間接税 | 6 | ( 12) |
| 申告と納税の仕組み | 7 | ( 13) |
| １　申告納税制度と賦課課税制度 | 7 | ( 13) |
| ⑴　申告納税制度 | 7 | ( 13) |
| ⑵　賦課課税制度 | 7 | ( 14) |
| ２　青色申告制度 | 7 | ( 14) |
| ３　白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度等 | 8 | ( 16) |
| ⑴　記帳・帳簿等の保存制度 | 8 | ( 16) |
| ⑵　収支内訳書添付制度 | 8 | ( 17) |
| ４　源泉徴収制度 | 8 | ( 17) |
| 所得税及び復興特別所得税 | 10 | ( 19) |
| １　所得とは | 10 | ( 19) |
| ２　所得の種類 | 10 | ( 20) |
| ３　課税されない所得 | 10 | ( 21) |
| ４　所得税の課税方法 | 11 | ( 23) |
| ５　復興特別所得税 | 12 | ( 24) |

各所得の内容と計算 ････････････････････････････････13 （ 25）
　１　利子所得 ････････････････････････････････13 （ 25）
　２　配当所得 ････････････････････････････････13 （ 27）
　３　事業所得 ････････････････････････････････14 （ 28）
　⑴　所得金額の計算 ････････････････････････14 （ 29）
　⑵　収入金額に含まれるもの ････････････････14 （ 29）
　⑶　収入金額の計上時期 ････････････････････15 （ 30）
　⑷　必要経費 ････････････････････････････････15 （ 31）
　⑸　計算例 ････････････････････････････････17 （ 36）
　４　不動産所得 ････････････････････････････････17 （ 37）
　５　給与所得 ････････････････････････････････17 （ 37）
　⑴　所得金額の計算 ････････････････････････17 （ 37）
　⑵　給与所得控除額 ････････････････････････18 （ 38）
　⑶　給与所得者の特定支出控除 ････････････････18 （ 40）
　⑷　所得金額調整控除 ････････････････････････19 （ 41）
　６　退職所得 ････････････････････････････････19 （ 43）
　⑴　所得金額の計算 ････････････････････････19 （ 43）
　⑵　退職所得控除額 ････････････････････････20 （ 45）
　７　譲渡所得 ････････････････････････････････20 （ 46）
　⑴　土地や建物の譲渡 ････････････････････････20 （ 46）
　⑵　株式等の譲渡 ････････････････････････････21 （ 47）
　⑶　土地や建物、株式等以外の譲渡 ････････････22 （ 49）
　８　山林所得 ････････････････････････････････22 （ 51）
　９　一時所得 ････････････････････････････････23 （ 52）
　10　雑所得 ････････････････････････････････23 （ 54）
所得税の計算 ････････････････････････････････25 （ 56）
　１　所得控除 ････････････････････････････････26 （ 59）
　⑴　雑損控除 ････････････････････････････････26 （ 59）
　⑵　医療費控除 ････････････････････････････26 （ 60）

⑶　社会保険料控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28　（ 65）
⑷　小規模企業共済等掛金控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28　（ 65）
⑸　生命保険料控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28　（ 66）
⑹　地震保険料控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29　（ 68）
⑺　寄附金控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29　（ 69）
⑻　障害者控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30　（ 69）
⑼　寡婦控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30　（ 70）
⑽　ひとり親控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30　（ 71）
⑾　勤労学生控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30　（ 71）
⑿　配偶者控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30　（ 71）
⒀　配偶者特別控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31　（ 74）
⒁　扶養控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32　（ 76）
⒂　基礎控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33　（ 79）
２　税額控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33　（ 79）
⑴　配当控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33　（ 80）
⑵　住宅借入金等特別控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33　（ 80）
⑶　寄附金特別控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34　（ 81）
⑷　住宅耐震改修特別控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34　（ 82）
⑸　住宅特定改修特別税額控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34　（ 83）
⑹　認定住宅等新築等特別税額控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35　（ 84）
３　定額減税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35　（ 85）
４　計算例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35　（ 86）
５　計算過程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37　（ 89）
所得税及び復興特別所得税の申告と納付 ・・・・・・・・・・・・・・・ 39　（ 94）
１　申告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39　（ 94）
２　納付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39　（ 94）
還付金の受取方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41　（ 98）
申告を誤ったときは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42　（ 99）
１　修正申告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42　（ 99）

２　更正の請求 …… 42　(100)
個人事業者の各種の届出 …… 43　(101)
利子所得の非課税制度 …… 44　(102)
消費税 …… 45　(104)
１　消費税の課税対象 …… 45　(104)
２　納税義務者 …… 45　(106)
⑴　国内取引 …… 46　(106)
⑵　輸入取引 …… 46　(108)
３　非課税となる取引 …… 46　(108)
⑴　国内取引 …… 47　(109)
⑵　輸入取引 …… 47　(110)
４　免税となる取引 …… 48　(111)
５　税率 …… 48　(112)
６　仕入税額控除制度 …… 48　(112)
７　インボイス発行事業者の登録手続 …… 48　(113)
８　インボイス発行事業者（売手）の義務 …… 49　(115)
納付税額の計算方法 …… 50　(116)
１　課税売上げ …… 50　(117)
２　課税仕入れ …… 50　(117)
中小事業者の方 …… 51　(118)
１　簡易課税制度 …… 51　(118)
２　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
（２割特例） …… 52　(122)
消費税及び地方消費税の申告と納付 …… 54　(124)
消費税の各種の届出等 …… 56　(128)
総額表示の義務付け …… 57　(130)
１　総額表示義務の対象 …… 57　(130)
２　具体的な表示例 …… 57　(131)
障害者と税金 …… 58　(132)

１　所得税 ･･････････････････････････････････････ 58　(134)
⑴　障害者本人が受けられる所得控除 ･････････････ 58　(134)
⑵　障害者を扶養している方が受けられる所得控除
･･････････････････････････････････････････ 58　(134)
⑶　心身障害者扶養共済掛金の控除 ･･････････････ 59　(135)
⑷　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税
･･････････････････････････････････････････ 59　(136)
２　消費税 ･･････････････････････････････････････ 59　(137)
⑴　身体障害者用物品の非課税 ･･････････････････ 59　(137)
⑵　公的な医療保障制度に係る医療等の非課税 ････ 60　(138)
⑶　介護保険サービスの非課税 ･･････････････････ 60　(138)
⑷　社会福祉事業等の非課税 ･･････････････････ 60　(138)
３　相続税 ･･････････････････････････････････････ 60　(139)
⑴　障害者控除 ･･････････････････････････････ 60　(140)
⑵　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給
権の非課税 ･･････････････････････････････････ 61　(140)
４　贈与税 ･･････････････････････････････････････ 61　(141)
⑴　特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づい
て受ける信託受益権の非課税 ･･････････････････ 61　(142)
⑵　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給
権の非課税 ･･････････････････････････････････ 62　(144)
５　地方税 ･･････････････････････････････････････ 62　(145)
⑴　住民税 ･･････････････････････････････････ 62　(145)
⑵　自動車税、軽自動車税 ･･････････････････････ 64　(150)
税務署長の処分に不服があるときは ･･････････････････ 65　(151)
国税について調べたい方は ･･････････････････････････ 66　(153)
１　国税庁ホームページ（タックスアンサー） ･･････ 66　(153)
２　電話相談センター ･･････････････････････････ 66　(153)
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） ･･････････ 67　(155)

# 税　　金　　と　　は

〔P1〕

国や地方公共団体は、行政活動を通じ、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスなどを提供していますが、そのような活動に必要な費用を、私たちは税金という形で負担しています。

税金は、民主主義国家の国民にとって、共同社会を維持するための、いわば「会費」といえるでしょう。

# 納　税　の　義　務

〔P1〕

民主主義国家では、国民を代表する議会が定めた法律によってのみ税金が課されることになっています。これを「租税法律主義」といいます。

憲法第84条では、

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

との規定を設けています。この規定は、私たちが納める税金は、私たち国民を代表する議会が定めた法律によってのみ課され、私たちは法律によらない課税を受けることはないという権利を保障したものです。

また、第30条で、

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

との規定を設けています。これが、いわゆる「納税の義務」の規定で、勤労の義務、教育の義務とともに、国民の三大義務と呼ばれています。

したがって、私たち国民は、全て、法律で定められた税額を納める義務を負っていると同時に、法律で定められた税額を上回っては課税されないという権利を持っています。

## 税金はこう使われる　〔P3〕

私たちの生活は、家庭の経済を中心に営まれています。例えば、給与所得者の場合は、給料から衣食住その他生活に必要なものを購入します。

しかし、健康で豊かな生活を営むためには、道路や水道など毎日の生活に欠かせないものを整備しなければなりません。また、警察や消防なども必要です。

国や地方公共団体は、このような社会全体にとって必要な仕事を受け持っています。そして、その費用を賄うために、税金や公債などの形で収入を得ています。

この税金や公債などの収入のことを「歳入」といい、支出のことを「歳出」といいます。

令和６年度の国の歳入（予算額）は112兆5,717億円で、その61.8%が税金（租税及び印紙収入）となっています。

１　社会保障〔P5〕

令和６年度の社会保障関係費は、37兆7,193億円で歳出予算の33.5%を占めています。

社会保障には、①社会保険、②生活保護、社会福祉などがあります。

①社会保険には、医療保険、年金制度、介護保険などがあります。

医療保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるようにするための制度です。年金制度は、高齢者や障害者などの生活を所得の面から保障する制度で、国民年金、厚生年金などがあります。介護保険は、介護が必要となった方々を社会全体で支えるための制度です。年金医療介護保険給付費は、社会保障関係費の

77.8%を占めています。

②生活保護は、生活に困っている方々に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助けるための制度です。生活扶助や住宅扶助、教育扶助、医療扶助などの制度があります。

また、社会福祉は、障害者や母子家庭など社会生活を営む上で様々なハンディキャップを持った方々が、安心して社会生活を営むことができるよう、公的な支援を行う制度です。

生活保護費と社会福祉費を合わせた生活扶助等社会福祉費は社会保障関係費の11.9%を占めています。

２　公共事業〔Ｐ7〕

道路や港湾、住宅、上下水道、公園、ダムなど私たちの生活や産業活動の基盤となる公共施設を整えるための費用が、公共事業関係費です。

令和６年度の公共事業関係費は６兆828億円で、歳出予算の5.4%を占めています。

３　教育・科学の振興〔Ｐ7〕

教育は国の基本であるといわれています。令和６年度の文教及び科学振興費は５兆4,716億円で、歳出予算の4.9%を占めています。

公立学校の校舎の建設、教科書の配付、学校の給食設備などの費用は、国と地方公共団体で負担しています。

令和３年度に国と地方公共団体が負担した額は、小学校の児童一人当たり約92万1,000円、中学校の生徒一人当たり約106万7,000円、全日制の高等学校の生徒一人当たり約112万9,000円となっています。

## ４　地方財政の適正な運営〔Ｐ8〕

都道府県や市区町村といった地方公共団体は、教育、警察、消防、環境衛生、生活保護など私たちの日常生活に密接に結びついている仕事を受け持っています。

ところが、地方公共団体は、その規模や地域の経済条件によって、その財政力に違いがあります。

こうした財政力の違いによって住民の受ける公的サービスに格差が生じないよう、国は地方公共団体の財源を確保し、各地方公共団体間のバランスを調整する支出を行っています。これが「地方交付税交付金等」と呼ばれるものです。

なお、令和６年度の地方交付税交付金等は17兆7,863億円で、歳出予算の15.8%を占めています。

また、地方交付税交付金等のほかに、地方公共団体に支出されるものに、社会保障、公共事業、教育などの補助金や負担金として支出される「国庫支出金」などがあります。

## 税金にはこんな種類が　〔Ｐ10〕

「租税及び印紙収入」、つまり税金は、国や地方公共団体の歳出の重要な財源です。ここでは、通常使われている税金の分類の仕方を３つ説明します。

１　国税と地方税〔Ｐ10〕

税金をどこに納めるかによって分類しています。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいいます。地方税は、さらに道府県税と市町村税に区分されます。

２　所得課税、消費課税と資産課税〔Ｐ11〕

何に課税するかによって分類しています。

所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得や利益を対象として課税される税金をいいます。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税金をいいます。

資産課税とは、相続税や固定資産税などのように、資産を対象として課税される税金をいいます。

３　直接税と間接税〔Ｐ12〕

税金の納め方によって分類しています。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が異なることが予定されている税金をいいます。

## 申告と納税の仕組み　〔Ｐ13〕

１　申告納税制度と賦課課税制度〔Ｐ13〕

納付すべき税額の確定の方式には、申告納税制度と賦課課税制度の２つがあります。

⑴　申告納税制度〔Ｐ13〕

納税者が自分でその所得金額や納付すべき税額を正しく計算し、それに基づいて申告し納付するという制度です。

これは、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自らの責任において申告し納付することから、民主的な制度といえます。

戦前は賦課課税制度が採られていましたが、昭和22年度の税制改正で、申告納税制度が所得税などに導入され、現在では、国税のほとんどについてこの制度が採用されています。

地方税でも、法人の住民税などに申告納税制度が採用されています。

⑵　賦課課税制度〔Ｐ14〕

税務官庁によって、納付すべき税額が決定される制度をいいます。

現在では、個人の住民税、個人の事業税、固定資産税などに賦課課税制度が採用されています。

２　青色申告制度〔Ｐ14〕

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的で正しい記帳がその基盤になければなりません。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャウプ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度です。

この制度の内容は、事業を行っている個人や法人が帳簿書類を備え付け、取引を正確に記録するように奨励するため、青色申告を選択した方に対し一定の帳簿書類の備付けと記帳を義務付けるとともに、種々の特典を与えるというものです。

現在、この制度は納税者の間に定着してきており、青色申告者の数は、令和５年分において個人では約793万人となっています。

３　白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度等〔Ｐ16〕

申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、次のような制度が設けられています。

⑴　記帳・帳簿等の保存制度〔Ｐ16〕

事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）を生ずべき業務を行う全ての方（所得税等の申告の必要がない方を含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

⑵　収支内訳書添付制度〔Ｐ17〕

事業所得等のある方で、確定申告書を提出する方は、収支内訳書を添付しなければなりません。

４　源泉徴収制度〔Ｐ17〕

所得税は、所得者自身、つまり納税者がその年の所得金額とこれに対する所得税額を計算し、これらを自主的に申告し納付する申告納税制度を採用していますが、これと併せて、利子、配当、給与等の支払者である源泉徴収義務者がそれらを支払う際に所得税額を天引きして国に納付する源泉徴収制度が採用されています。

この天引きされた税額は、原則として、確定申告をする際に所得税

額から差し引かれます。ただし、給与については、年末調整という手続を通じて、年間の給与について納めなければならない税額と天引きされた税額との過不足額の精算が行われますので、大部分の給与所得者は改めて確定申告をする必要はないことになります。

また、利子については原則として源泉分離課税の対象とされていますので、通常は源泉徴収だけで課税関係が終了することになります。

このように源泉徴収制度は、国の徴収事務の簡素化、能率化の目的にかなった制度であるだけでなく、納税者、特に給与所得者にとっても、申告・納付の手間が省け便利で合理的な制度であるといえます。

## 所得税及び復興特別所得税 〔Ｐ19〕

### １　所得とは〔Ｐ19〕

所得税は、所得に応じて納める税金ですが、その所得とは、私たちが、日常生活の様々な場面で手にする経済的な利益のことをいいます。

例えば、私たちが商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から販売した商品の仕入金額である売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものとなります。この場合の商品の販売額を「収入金額」といい、商品の売上原価や販売に必要な費用を「必要経費」といいます。

このような所得の基となる収入金額の範囲は極めて広く、商品の販売額のほかに、利子、配当、給料、報酬、土地・建物の売却代金、土地・建物の賃貸料などが含まれます。

さらに、金銭以外の物品、資産、権利などを受けた場合であっても、それらの価額が収入金額となります。

### ２　所得の種類〔Ｐ20〕

所得税の場合、その性質によって次の10種類に区分して、個別に所得金額を計算することになっています。

①利子所得　②配当所得　③事業所得　④不動産所得　⑤給与所得
⑥退職所得　⑦譲渡所得　⑧山林所得　⑨一時所得　⑩雑所得

### ３　課税されない所得〔Ｐ21〕

所得税は、通常全ての所得に課されることになっていますが、特定の所得については、原則として、申告や申請などの手続をしなくても、課税されないことになっています。これを「非課税所得」といいます。

例えば、次の①から⑦までのようなものが非課税所得となります。

① 雇用保険の失業給付金

② 生活保護のための給付金

③ 生活の用に供する家具、衣服その他の家庭用動産の譲渡による所得

④ 給与所得者が受ける出張旅費のうち一定の金品

⑤ 給与所得者が受ける通勤手当のうち一定額

⑥ 相続、贈与などによって取得した資産

なお、この資産は、相続税や贈与税の対象となります。

⑦ 国内で販売される宝くじの賞金

また、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を行うことを要件に非課税の適用を受けることができます。

さらに、農家が、飼育した一定の肉用牛を一定の家畜市場などで売却した場合の所得のように、申告や申請などの手続を行うことで所得税が免除される「免税所得」というものもあります。

4 所得税の課税方法〔Ｐ23〕

所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算する「総合課税」が原則です。

しかし、一定の所得については、他の所得と分離して税額を計算します。

この方法には、他の所得と分離して、所得を支払う方が支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の課税が完結す

る「源泉分離課税」や、他の所得と分離して計算した税額を確定申告し、納付する「申告分離課税」があります。

５　復興特別所得税〔Ｐ24〕

平成 25 年から令和 19 年までの各年分については、東日本大震災の復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

復興特別所得税は、基準所得税額に 2.1%の税率を掛けて計算するのが原則です。

また、源泉所得税の徴収の際に、復興特別所得税が併せて徴収されます。

## 各所得の内容と計算　〔Ｐ25〕

10種類に区分される所得がどのようなものか、また所得金額はどのようにして計算されるのかを簡単にみてみましょう。

１　利子所得〔Ｐ25〕

利子所得とは、預貯金や公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

利子所得の金額は、収入金額がそのまま所得金額になります。

なお、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債の利子は、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税となります。ただし、一定の公社債の利子については、確定申告不要制度を選択することができます。

また、預貯金の利子などの所得については、源泉分離課税の対象となり申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、日本の所得税等が源泉徴収されていないものなどは申告が必要です。

２　配当所得〔Ｐ27〕

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く投資信託の収益の分配などから生ずる所得をいいます。

配当所得の金額は、配当の収入金額から株式などを取得するために借り入れた借入金の利子を差し引いて計算します。

配当所得は、他の所得と合計し、累進税率を適用して税額を計算し

ますが、一定の上場株式等の配当等については、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税を選択することができます。

ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。また、確定申告をする一定の上場株式等の配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

なお、一定の配当等については、確定申告不要制度を選択することができます。

３　事業所得〔Ｐ28〕

事業所得とは、商工業や農漁業、医師、マッサージ師、指圧師、はり師、弁護士、俳優などのように、事業を営んでいる方のその事業から生ずる所得をいいます。ただし、不動産の貸付けや山林の立木（たちきのことをいいます。）の譲渡などによる所得は、事業所得ではなく、通常、不動産所得や山林所得として取り扱われます。

⑴　所得金額の計算〔Ｐ29〕

事業所得の金額は、次の算式で計算します。

事業所得の金額＝収入金額－必要経費

⑵　収入金額に含まれるもの〔Ｐ29〕

収入金額には、それぞれの事業から生ずる売上金額のほかに、次の①から⑤のものも含めて計算します。

①　金銭以外の物や権利などによる収入

②　商品を自家用に消費したり贈与した場合のその商品の価額

③　商品などの棚卸資産について損害が生じた場合に受け取った保険金や損害賠償金などで事業の収入に代わる性質のもの

④　空箱や作業くずなどの売却代金

⑤　仕入割引やリベート収入

⑶　収入金額の計上時期〔Ｐ30〕

収入金額は、原則として、収入となることが確定した時に収入があったものとして計算します。

⑷　必要経費〔Ｐ31〕

必要経費とは、売上原価その他事業収入を得るために直接要した費用及び販売費、一般管理費その他業務について生じた費用のことをいいます。したがって、次の①から⑥のような費用は必要経費にはなりません。

①　衣食住費、養育費などの生活費である家事用の費用

②　事業と家事の双方の目的のために支出される家事関連費（例えば、店舗兼住宅などの地代、家賃、火災保険料、水道光熱費、固定資産税、不動産取得税など）のうちの家事用部分に相当する金額

③　所得税等、住民税

④　罰金、科料（とがりょう）、過料（あやまちりょう）、国税の延滞税や加算税、地方税の延滞金や加算金

⑤　資産の値下がりなどによる評価損

⑥　生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料や賃金（青色事業専従者に支払う給与を除きます。）、家賃、利子

家事関連費は、事業用部分だけが必要経費に算入されますが、家事用の部分と事業用の部分との区別は、使用時間、床面積などの合理的基準によってあん分して計算します。

家族従業員が事業に専ら従事している場合は、青色申告者と白色

申告者とで、それぞれ次のイ及びロのように取り扱われています。

イ　青色事業専従者給与

青色申告者は、配偶者や親族に支払う給与が次の①及び②の要件を全て満たす場合には、あらかじめ税務署長に届け出れば、その給与を必要経費とすることができます。

（要件）

①　生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、その年を通じて事業に６か月を超える期間従事するなど、その事業に専ら従事していると認められる方に支払う給与であること

②　支払う給与は、仕事に従事している期間、仕事の性質や程度、その仕事に従事する他の使用人や同業者の従業員給与、その事業の種類や規模、収益の状況からみて、仕事の対価として相当であると認められること

ロ　事業専従者控除

白色申告者は、事業に従事している配偶者や生計を一にする親族に給与を支払っても、その給与は必要経費とは認められません。

代わりに、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずる事業に専ら従事する配偶者や15歳以上の親族で生計を一にする方がいる場合には、一人につき50万円（その者が配偶者である場合は86万円となります。）又は次の算式で計算した金額のうちいずれか少ない金額を必要経費とすることができます。

事業専従者控除

＝（事業専従者控除をする前の事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額）÷（事業専従者の数＋１）

なお、青色事業専従者で専従者給与の支払を受ける方や白色事業専従者については、事業主の申告に際して障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受けることはできません。

⑸　計算例〔Ｐ36〕

マッサージ師の場合の事業所得の計算例を示すと次のとおりです。

①　１月から12月までの間のマッサージ収入は474万円です。

②　必要経費は79万円です。

③　配偶者もマッサージの手伝いをしていて、事業専従者です。
他に事業専従者はいません。

④　白色申告者です。
事業専従者控除額は86万円となるため、事業所得の金額は、
474万円－79万円－86万円＝309万円となります。

４　不動産所得〔Ｐ37〕

不動産所得とは、①土地や建物などの不動産の貸付け、②不動産に設定されている権利、例えば地上権の貸付け、③船舶や航空機の貸付けなどから生ずる所得をいいます。

不動産所得の金額は、次の算式で計算します。

不動産所得の金額＝収入金額－必要経費

５　給与所得〔Ｐ37〕

給与所得とは、給与所得者などが勤務先から受ける給料や賞与などの所得をいいます。

⑴　所得金額の計算〔Ｐ37〕

給与所得の金額は、次の算式で計算します。

給与所得の金額＝給与等の収入金額－給与所得控除額

⑵　給与所得控除額〔Ｐ38〕

給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて次の算式で計算した金額です。

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|---|---|
| 162万5,000円以下の場合 | 55万円 |
| 162万5,000円を超え　180万円以下の場合 | 収入金額×40%－ 10万円 |
| 180万円を超え　360万円以下の場合 | 収入金額×30%＋　8万円 |
| 360万円を超え　660万円以下の場合 | 収入金額×20%＋ 44万円 |
| 660万円を超え　850万円以下の場合 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円を超える場合 | 195万円（上限） |

なお、給与等の収入金額が660万円に満たない場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて給与所得の金額を求めますので、上記計算とは若干異なる場合があります。

⑶　給与所得者の特定支出控除〔Ｐ40〕

給与所得者は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の２分の１を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。

特定支出とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転任に伴う転居費、④研修費、⑤資格取得費、⑥単身赴任に伴う帰宅旅費、⑦図書費・衣服費・交際費等の勤務必要経費のうち一定の要件を満たすものをいいます。

なお、⑦の勤務必要経費は、65万円が上限となります。

⑷　所得金額調整控除〔Ｐ41〕

①　子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年中の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、特別障害者に該当する方又は一定の扶養親族又は同一生計配偶者を有する方に係る総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円となります。）から850万円を控除した金額の10%相当額が、給与所得の金額から控除されます。

②　給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する場合の所得金額調整控除

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得を有し、その給与所得控除後の給与等の金額及びその公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方に係る総所得金額を計算する場合には、その給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円となります。）とその公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円となります。）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

６　退職所得〔Ｐ43〕

退職所得とは、退職に際し勤務先から受ける退職手当や一時恩給などの所得をいいます。

⑴　所得金額の計算〔Ｐ43〕

退職所得の金額は、次の算式で計算します。

退職所得の金額＝（退職金の額－退職所得控除額）×１／２

なお、役員等勤続年数が５年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるも

のについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額となります。

また、役員等以外の勤続年数が５年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等以外の勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、①150万円と②退職金の額から300万円に退職所得控除を加算した金額を差し引いた残額との合計額が退職所得の金額となります（退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額が300万円以下の場合は、その残額に１／２を掛けた金額が退職所得の金額となります。）。

⑵　退職所得控除額〔Ｐ45〕

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の算式で計算した金額です。

| 勤続年数 | 退職所得控除額 |
|---|---|
| 20年以下 | 40万円×勤続年数<br>（80万円に満たない場合には80万円） |
| 20 年 超 | 800万円＋70万円×（勤続年数－20年） |

なお、退職者が、障害者となったことが直接の原因で退職した場合は、勤続年数に応じて上記により計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

７　譲渡所得〔Ｐ46〕

譲渡所得とは、土地、建物、株式等、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。

⑴　土地や建物の譲渡〔Ｐ46〕

土地や建物の譲渡による所得は、他の所得と分離して計算します。この場合、譲渡した年の１月１日現在で所有期間が５年を超える土

地や建物の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、５年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。

長期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益（譲渡益は収入金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。）に対し所得税15%、住民税５%の税率を適用して税額を計算します。

短期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益に対し所得税30%、住民税９%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、復興特別所得税を申告・納付することになります。

⑵　株式等の譲渡〔Ｐ47〕

株式等の譲渡による所得は、上場株式等と一般株式等（上場株式等以外の株式等）を区分し、他の所得と分離して計算します。

上場株式等の譲渡益（譲渡益は収入金額から必要経費を差し引いて計算します。）と一般株式等の譲渡益に対しそれぞれ所得税15%、住民税５%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、復興特別所得税を申告・納付することになります。

また、金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合は、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができ、源泉徴収口座での取引は、確定申告不要制度を選択することができます。このほか、18歳以上の居住者等の方についてはNISA（ニーサ）があり、金融商品取引業者等に非課税口座を開設することにより、一定の条件の下、その非課税口座で取得した上場株式等に対する配当等やその上場株式等の譲渡益が非課税となりま

す。

⑶　土地や建物、株式等以外の譲渡〔Ｐ49〕

ゴルフ会員権や金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得については、事業所得や給与所得などの総合課税の他の所得と合計し、その税額は、累進税率を適用して計算します。

譲渡した資産の所有期間が５年を超える資産の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、５年以内のものを「短期譲渡所得」といい、所得金額は次の算式で計算します。

譲渡所得の金額＝収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額

譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の金額の２分の１の金額を他の所得と合計することになります。

８　山林所得〔Ｐ51〕

山林所得とは、所有期間が５年を超える山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによる所得をいいます。

所有期間が５年以内の山林の伐採又は譲渡による所得は、事業所得か雑所得になります。

山林所得の金額は次の算式で計算します。

山林所得の金額

＝収入金額－必要経費（取得費、管理費、譲渡費用など）

－特別控除額

山林所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。山林所得については、他の所得と分離し、そ

の税額は、一般の累進税率よりも軽減された特別の累進税率を適用して計算します。

９　一時所得〔Ｐ52〕

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでなく、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時的な所得をいいます。

例えば、次の①から④のようなものが一時所得となります。

①　生命保険契約に基づく一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険契約に基づく満期返戻金

②　懸賞や福引の賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）、競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じた一定のものを除きます。）

③　法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除きます。）

④　遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金

一時所得の金額は、次の算式で計算します。

一時所得の金額

＝収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額

一時所得の特別控除額は50万円ですが、特別控除前の金額が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額の２分の１の金額を他の所得と合計することになります。

10　雑所得〔Ｐ54〕

雑所得とは、恩給や国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠

出企業年金、一定の外国年金などの公的年金等、非営業貸金の利子、著述家や作家以外の方が受け取る原稿料や印税、講演料、放送謝金などのように、他の９種類の所得のいずれにも当たらない所得をいいます。

雑所得の金額は、次の①及び②の算式で計算した金額の合計額です。

① 公的年金等に係る雑所得の金額

公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝Ⓐ

（赤字のときは０）

② 公的年金等以外に係る雑所得の金額

公的年金等以外の収入金額－必要経費＝Ⓑ

雑所得の金額＝Ⓐ＋Ⓑ

## 所　得　税　の　計　算　〔Ｐ56〕

10種類に区分される所得の内容と計算方法についてみてきましたが、次に、これらの所得からどのようにして納める税額を計算するのかを簡単にみてみましょう。

これまでに説明した計算方法により求めた利子所得の金額、配当所得の金額で申告分離課税を選択したものを除いたもの、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合課税の譲渡所得の金額（ただし、長期譲渡所得の場合はその２分の１となります。）、一時所得の金額の２分の１、雑所得の金額を合計したものを「総所得金額」といいます。

この総所得金額から雑損控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除を差し引いて「課税総所得金額」を計算し、これに税率を適用して所得税額を算出します。

一方、一般株式等又は上場株式等の譲渡による所得や配当所得等で申告分離課税を選択したもの、先物取引に係る雑所得等、土地や建物の譲渡所得で申告分離課税とされるもの、山林所得、退職所得は、他の所得とは分離して所得税額を算出します。

所得税等の申告納税額は、次の①から④の順に計算します。

① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（定額減税額や配当控除額など）を差し引きます。

② ①で算出した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%の税率を掛けて復興特別所得税を計算します。

③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計しま

す。

④　③で算出した金額から源泉徴収された所得税等の額などを差し引いて所得税等の申告納税額を算出します。

1　所得控除〔Ｐ59〕

所得控除には、次のようなものがあります。

⑴　雑損控除〔Ｐ59〕

災害又は盗難若しくは横領によって、納税者本人や納税者本人と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の親族の資産に損害を受けた場合や、納税者本人が災害などに関連してやむを得ない支出をした場合には、その資産の損失や支出のうち、一定額を所得から控除することができます。

なお、事業用資産や山林、生活に通常必要でない資産について受けた損失は雑損控除の対象とはならず、詐欺や脅迫による損失も対象となりません。

⑵　医療費控除〔Ｐ60〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合は、200万円を限度として、一定額を所得から控除することができます。

医療費とは、次の①から⑧のような費用のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額及び⑨のような介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、⑩及び⑪のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なものなどをいいます。

①　医師、歯科医師による診療や治療費

②　治療や療養に必要な医薬品の購入費

③　病院や診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所に収容されるための人的役務の提供費

④　治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに支払った施術費

⑤　保健師や看護師、准看護師、特に依頼した方による在宅療養を含んだ療養上の世話費

⑥　助産師に支払った分べん介助費

⑦　医師等による一定の特定保健指導費

⑧　介護福祉士等による喀痰吸引等の対価

⑨　介護保険制度の下で提供される次のⒶからⒸのような一定の施設・居宅サービスの対価

Ⓐ　指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額の２分の１相当額

Ⓑ　介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額

Ⓒ　一定の居宅サービスの自己負担額

⑩　通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの

⑪　義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入費

⑫　身体障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や⑩⑪の費用に当たるもの

また、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う方が、

特定の医薬品を購入した場合には、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。セルフメディケーション税制の適用を選択された方は、通常の医療費控除を受けることはできません。セルフメディケーション税制の対象となる特定の医薬品は、領収書にその対象の商品である旨が表示されています。

⑶　社会保険料控除〔Ｐ65〕

健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料や国民年金保険料など納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合は、その全額を所得から控除することができます。

⑷　小規模企業共済等掛金控除〔Ｐ65〕

小規模企業共済法に定める旧第２種共済契約を除いた共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で、一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合は、その全額を所得から控除することができます。

⑸　生命保険料控除〔Ｐ66〕

納税者本人や親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合は、一定額を所得から控除することができます。

なお、平成24年１月１日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る保険料については、新生命保険料と新個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて、最高４万円を限度として所得から控除する

ことができます。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料については、旧生命保険料と旧個人年金保険料について、それぞれ最高５万円を限度として所得から控除することができます。また、新契約及び旧契約の双方に加入している場合は、旧生命保険料と旧個人年金保険料の金額により最高５万円又は４万円を限度として所得から控除することができます。

これらの各保険料の控除の合計適用限度額は12万円となります。

⑹　地震保険料控除〔Ｐ68〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族の住んでいる家屋や家財などを対象とした地震保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合には、最高５万円を限度として所得から控除することができます。

なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料を支払った場合には、最高１万5,000円（控除の対象となる地震保険料があるときは、合計で最高５万円）を限度として所得から控除することができます。

⑺　寄附金控除〔Ｐ69〕

国、地方公共団体（ふるさと納税など）、公益社団法人又は公益財団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人等など特定の団体に寄附金を支出した場合や特定の政治献金、一定の特定公益信託の信託財産とするための金銭などを支出した場合は、総所得金額等の40％相当額又はこれらの寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2,000円を控除した金額を寄附金控除として所得から控除することができます。

⑻　障害者控除〔Ｐ69〕

納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当たる場合は、障害者一人につき27万円、重度の障害がある場合は特別障害者として、一人につき40万円を控除することができます。

なお、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかの方と普段同居している場合には、その特別障害者一人につき75万円を所得から控除することができます。

⑼　寡婦控除〔Ｐ70〕

夫と死別や離婚をした後再婚していない納税者で、一定の要件を満たす場合は27万円を所得から控除することができます。

⑽　ひとり親控除〔Ｐ71〕

現に婚姻をしていない納税者で、その方と生計を一にする子を有するなど一定の要件を満たす場合は35万円を所得から控除することができます。

⑾　勤労学生控除〔Ｐ71〕

納税者が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下であるなど一定の要件を満たす場合は、27万円を所得から控除することができます。

⑿　配偶者控除〔Ｐ71〕

納税者の配偶者でその年の12月31日（年の中途で死亡した人については、その死亡の日となります。）現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方であって、合計所得金額が48万円以下の方を「同一生計配偶者」といいます。そして、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万

円以下である納税者の配偶者を「控除対象配偶者」といいます。控除対象配偶者については、配偶者控除として納税者の合計所得金額に応じてそれぞれ次の金額を所得から控除することができます。

① 納税者の合計所得金額が900万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 38万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 48万円 |

② 納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 26万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 32万円 |

③ 納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 13万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 16万円 |

※ 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

⑿ 配偶者特別控除〔Ｐ74〕

生計を一にする配偶者があり、次の①から④の要件を全て満たす場合には最高38万円を所得から控除することができます。

この場合、控除することができる金額は、納税者及び配偶者の合計所得金額に基づいてそれぞれ一定の金額が定められています。

（要件）

① 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること

② 配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける方、白色事業専従者及び他の者の扶養親族とされる方でないこと

③ 配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下であること

④　配偶者が納税者本人を対象として配偶者特別控除を受けていないこと

⒁　扶養控除〔Ｐ76〕

配偶者を除く親族又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で、その年の12月31日現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方のうち、合計所得金額が48万円以下の方を「扶養親族」といいます。

納税者に控除対象扶養親族となる方がいる場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を扶養控除として所得から控除することができます。

| | | |
|---|---|---|
| 一般の控除対象扶養親族 | | 38万円 |
| 特定扶養親族 | | 63万円 |
| 老人扶養親族 | 同居老親等以外の者 | 48万円 |
| | 同居老親等 | 58万円 |

※１　「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の一定の人をいいます。

※２　「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。

※３　「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

※４　「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。この場合の「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配

偶者の直系尊属で納税者又はその配偶者と普段同居している方をいいます。

⒂　基礎控除〔Ｐ79〕

納税者の合計所得金額に応じて次の金額を所得から控除することができます。

| 納税者の合計所得金額 | 控除額 |
|---|---|
| 2,400万円以下の場合 | 48万円 |
| 2,400万円を超え　2,450万円以下の場合 | 32万円 |
| 2,450万円を超え　2,500万円以下の場合 | 16万円 |
| 2,500万円を超える場合 | 0円 |

２　税額控除〔Ｐ79〕

このほか、課税所得に税率を適用して算出した税額から控除できるものがあり、この控除を税額控除といいます。税額控除の主なものは次の⑴から⑹のとおりです。

⑴　配当控除〔Ｐ80〕

配当所得がある場合、原則として、配当所得の10%に相当する金額を控除することができます。ただし、配当所得のうち外国株式に係る配当などの一定のもの、確定申告をしないことを選択したもの、申告分離課税を選択したものなどについては、配当控除の適用はありません。

⑵　住宅借入金等特別控除〔Ｐ80〕

納税者が一定の要件に当てはまる住宅を取得したり、増改築等をした場合において、その取得又は増改築等に係る借入金を有するなど、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から10年間又

は13年間、所定の方法によって計算した額を所得税額から控除することができます。

この控除を受けるには、必要な書類を添えて確定申告をする必要があります。

なお、給与所得者は１年目に確定申告をすると２年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

⑶　寄附金特別控除〔Ｐ81〕

個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は個人が支出した認定NPO法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金で一定のものは、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合、所得控除である寄附金控除との選択により、所得税額の25％を限度として一定額をその年分の所得税額から控除することができます。

⑷　住宅耐震改修特別控除〔Ｐ82〕

居住の用に供する家屋（昭和56年５月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。）について一定の耐震改修をした場合には、その耐震改修工事の標準的な費用の額の10％に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、最高25万円となります。

⑸　住宅特定改修特別税額控除〔Ｐ83〕

一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事又は子育て対応改修工事をした場合で、一定の要件を満たすときは、バリアフリー改修工事などの標準的な費用の額の10％に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この場合の控除額には限度額が定められており、例えば、バリアフリー改修工事のみをした場合の控除額は、最高20万円となります。

⑹　認定住宅等新築等特別税額控除〔Ｐ84〕

一定の認定長期優良住宅、認定低炭素住宅（これらを「認定住宅」といいます。）又はZEH水準省エネ住宅を新築等した場合で、一定の要件を満たすときは、認定住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築等に係る標準的なかかり増し費用の額の10%に相当する金額をその居住の用に供した年分の所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、最高65万円となります。

３　定額減税〔Ｐ85〕

令和６年分の所得税については、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されます。

所得税額から控除される定額減税額は次の金額の合計額です。ただし、令和６年分の合計所得金額が1,805万円を超える方及び本人が非居住者である方は、定額減税の対象となりません。

①　本人（居住者に限ります。）　３万円

②　同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。）　１人につき３万円

なお、生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者は定額減税の対象となりません。

４　計算例〔Ｐ86〕

以上のような所得控除や税額控除を適用した所得税等の申告納税額の計算例を示すと次のとおりです。

①　マッサージ業を営んでいます。

②　事業専従者控除後の事業所得の金額は309万円です。

③　事業所得以外の所得はありません。

④　支払った社会保険料は40万円です。

⑤　支払った生命保険料は12万円です（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料で個人年金保険料は含まれていません。）。

⑥　支払った地震保険料のうち住まいに係るものは１万円です。

⑦　身体障害者手帳（障害の程度３級）の交付を受けています。

⑧　配偶者はマッサージの手伝いをしていて、事業専従者です。

⑨　扶養親族は高校生の子１人（年齢は16歳以上19歳未満）です。

⑩　白色申告者です。

事業所得以外の所得はありませんので、総所得金額は、事業所得の金額309万円と同じです。

所得控除額は、社会保険料控除40万円、生命保険料控除５万円、地震保険料控除１万円、障害者控除27万円、扶養控除38万円、基礎控除48万円の合計額159万円です。

課税される所得金額は、総所得金額309万円から所得控除額159万円を差し引いて150万円となり、所得税額は「所得税の税額表」を適用して計算し、７万5,000円となります。

令和６年分特別税額控除額（定額減税額）は本人分３万円と扶養親族分３万円の６万円になります。

基準所得税額は、計算した所得税額７万5,000円から令和６年分特別税額控除額（定額減税額）６万円を差し引いて１万5,000円となります。

基準所得税額と基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税等の申告納税額は１万5,300円となります。

５　計算過程〔Ｐ89〕

①　総所得金額（事業所得金額）……　309万円

②　所得控除額　……　159万円

| | |
|---|---|
| 社会保険料控除 | 40万円 |
| 生命保険料控除 | ５万円 |
| 地震保険料控除 | １万円 |
| 障害者控除 | 27万円 |
| 扶養控除 | 38万円 |
| 基礎控除 | 48万円 |
| 合計 | 159万円 |

③　課税される所得金額（①－②）……　150万円

309万円－159万円＝150万円

なお、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

④　所得税額　……　７万5,000円

150万円×５％＝７万5,000円

〇所得税の税額表

〔計算式〕Ⓐ×Ⓑ－Ⓒ＝所得税額

| Ⓐ課税される所得金額 | | Ⓑ税率 | Ⓒ控除額 |
|---|---|---|---|
| 1,000円から | 194万9,000円まで | ５％ | ０円 |
| 195万円から | 329万9,000円まで | 10％ | ９万7,500円 |
| 330万円から | 694万9,000円まで | 20％ | 42万7,500円 |
| 695万円から | 899万9,000円まで | 23％ | 63万6,000円 |
| 900万円から | 1,799万9,000円まで | 33％ | 153万6,000円 |
| 1,800万円から | 3,999万9,000円まで | 40％ | 279万6,000円 |
| 4,000万円以上 | | 45％ | 479万6,000円 |

⑤　令和６年分特別税額控除額（定額減税額）　……　６万円

３万円（本人分）＋３万円（扶養親族分）＝６万円

⑥　基準所得税額（④－⑤）……１万5,000円

７万5,000円－６万円＝１万5,000円

⑦　所得税等の申告納税額　……１万5,300円

(ｲ)　復興特別所得税額

１万5,000円×2.1％＝315円

(ﾛ)　所得税等の申告納税額

１万5,000円＋315円＝１万5,315円　→　１万5,300円

なお、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

## 所得税及び復興特別所得税の申告と納付〔Ｐ94〕

１　申告〔Ｐ94〕

私たちがその年に納める所得税等の額を確定させるためには、住所地の税務署長に確定申告書を提出する必要があります。申告には、通常の確定申告のほかに、死亡又は出国の場合の確定申告などがあります。

２　納付〔Ｐ94〕

所得税等の額は、申告期限である３月15日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）までに納めなければなりません。期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかります。

延滞税の割合は、納期限の翌日から２か月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（注）＋１%」のいずれか低い割合となり、２か月を経過する日の翌日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（注）＋7.3%」のいずれか低い割合となります。

（注）上記の「特例基準割合」について、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の計算に当たっては、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合となります。

延納届出額（確定申告により納付すべき所得税等の額の２分の１以下の額）を記載した確定申告書を税務署長に提出し、確定申告により納付すべき所得税等の額の２分の１以上を納期限の３月15日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）までに納付すれば、残りの額は５月31日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）まで延納が

認められます。延納をした場合には利子税がかかります。

利子税の割合は、「特例基準割合（注）」となります。

（注）上記の「特例基準割合」について、令和３年１月１日以後の期間に対応する利子税の計算に当たっては、平均貸付割合に、年0.5%の割合を加算した割合となります。

なお、所得税等の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。

振替納税を利用する場合は、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。

## 還付金の受取方法

〔Ｐ98〕

還付申告の方の還付金の受取には、①預貯金口座への振込みによる方法と②指定したゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口へ出向いて受け取る方法があります。

預貯金口座への振込みを希望する場合は、申告書の還付金の受取先を記載する欄に、申告されるご本人が取引している金融機関名、預貯金の種別及び口座番号の記載が必要です。

## 申告を誤ったときは　〔Ｐ99〕

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。

１　修正申告〔Ｐ99〕

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出することによって訂正し、納付します。修正申告書の提出は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く提出してください。

２　更正の請求〔Ｐ100〕

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたこと、純損失等の金額を少なく申告していたことなどに気付いたときは、「更正の請求書」を提出することによって正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求書を提出できる期間は、原則として法定申告期限から５年以内です。

## 個人事業者の各種の届出 〔P101〕

個人事業者は、次の①から⑤までのような場合には、税務署への届出が必要です。

① 事業を始めるとき

② 青色申告で申告したいとき

③ 青色事業専従者給与を支払うとき

④ 従業員に給与を支払うとき

⑤ 源泉所得税の納期の特例を受けるとき

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。

## 利子所得の非課税制度　〔Ｐ102〕

個人に支払われる預貯金の利子などについては、一律15.315%、このほか地方税５%の税率により所得税等の源泉徴収が行われ、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されています。

しかし、次の①及び②に掲げる障害者等の少額貯蓄非課税制度においては、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方など（以下「障害者等」といいます。）に該当する方は、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税となります。

① 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

② 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

非課税の適用を受けるためには、所定の申告書等を金融機関等に提出するとともに身体障害者手帳や年金証書などの公的書類を提示して、氏名、生年月日、住所及びマイナンバー（個人番号）並びに障害者等に該当する旨を告知し、確認を受けなければなりません。

# 消　　費　　税　〔Ｐ104〕

## １　消費税の課税対象〔Ｐ104〕

税が課されるものを「課税対象」といいますが、消費税の課税対象は、「国内取引」と「輸入取引」とされています。

国内取引とは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供をいいます。商品の販売、自動車等のレンタル、理（美）容、印刷、輸送、仲介、広告等のサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

輸入取引とは、保税地域から外国貨物を引き取ることをいいます。

※１　国内取引の課税対象は、①「国内において」、②「事業者が事業として」、③「対価を得て行う」、④「資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）である」という全ての要件を満たす取引に限られます。

例えば、自分の住んでいる家を売ったような場合は、「事業として」売るわけではありませんから、消費税の課税対象にはなりません。

なお、①から④の要件の全てを満たす取引であっても、非課税や免税となる取引があります。

※２　消費税の課税対象とされるものについては、同時に地方消費税が課されます。

## ２　納税義務者〔Ｐ106〕

税を納める義務のある方を「納税義務者」といいますが、消費税の納税義務者は、課税対象の区分に応じ次の⑴⑵のとおりです。

⑴　国内取引〔Ｐ106〕

課税事業者（課税対象となる資産の譲渡等を行う一定の個人事業者及び法人）が納税義務者となります。

課税期間（個人事業者は暦年）に係る基準期間（個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の課税事業者となります。

※　免税事業者

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その年又はその事業年度における国内取引について納税義務が免除されます。ただし、課税事業者を選択する旨の届出書を提出した場合には、納税義務者となることができます。

なお、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合はその年の前年の１月１日から６月30日までの期間をいいます。）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

⑵　輸入取引〔Ｐ108〕

外国貨物を保税地域から引き取る方が納税義務者となります。

輸入取引では、事業者に限らず、消費者である個人が輸入する場合も、納税義務者になります。

３　非課税となる取引〔Ｐ108〕

消費税の性格から課税対象としてなじまないもの及び社会政策的な配慮から課税しないこととしたものが非課税となる取引です。

⑴　国内取引〔Ｐ109〕

消費税が非課税となる取引は、次の①から⑮のとおりです。

①　一時的に使用させるものを除く土地の譲渡、貸付けなど

②　収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段の譲渡

③　貸付金や預金の利子、保証料、保険料など

④　郵便切手類、印紙、証紙の譲渡

⑤　商品券、プリペイドカードなどの譲渡

⑥　住民票、戸籍抄本等の行政手数料など

⑦　外国為替など

⑧　社会保険医療など

⑨　介護保険サービス、社会福祉事業など

⑩　お産費用など

⑪　埋葬料・火葬料

⑫　一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど

⑬　一定の学校の授業料、入学金、入学・入園検定料、施設設備費など

⑭　教科用図書の譲渡

⑮　一時的に使用させるものなど一定のものを除く住宅の貸付け

⑵　輸入取引〔Ｐ110〕

国内における非課税取引とのバランスを図るため、次の①から⑤のものを輸入する場合も非課税とされています。

①　収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段

②　郵便切手類、印紙、証紙

③　商品券、プリペイドカードなど

④　一定の身体障害者用物品

⑤　教科用図書

４　免税となる取引〔Ｐ111〕

消費税は、国内において消費される商品やサービスについて負担を求めるものですから、課税事業者が輸出取引や国際通信、国際輸送等の輸出に類似する取引を行う場合には、消費税が免除され、これを輸出免税といいます。

５　税率〔Ｐ112〕

消費税の税率は標準税率10％（消費税率7.8％、地方消費税率2.2％）、軽減税率８％（消費税率6.24％、地方消費税率1.76％）の複数税率です。

※　軽減税率の適用対象は「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞」の譲渡です。

６　仕入税額控除制度〔Ｐ112〕

消費税は最終消費者が負担することになりますが、税が累積しないよう、生産、流通の各段階で事業者が支払った消費税は、課税売上げに係る消費税額から控除するという「仕入税額控除制度」が採用されています。

仕入税額控除を受けるためには、仕入れの事実を記載した「帳簿」及び税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」（インボイス発行事業者）が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が必要です。

７　インボイス発行事業者の登録手続〔Ｐ113〕

インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）の提出が必要です。この登録を受け

た場合、インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等は「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、免税事業者が登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けてインボイス発行事業者となった場合、登録を受けた日から２年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者になることはできません。ただし、登録を受けた日が令和５年10月１日の属する課税期間である場合を除きます。

なお、インボイス発行事業者は課税事業者として消費税の申告が必要となります。

８　インボイス発行事業者（売手）の義務〔Ｐ115〕

インボイス発行事業者として税務署長から登録を受けた売手は、買手である取引相手（課税事業者）から求められた場合は、インボイスの交付が必要となり、また、インボイスを交付した場合には、交付したインボイスの写しの保存が必要となります。

## 納付税額の計算方法　〔Ｐ116〕

消費税及び地方消費税の税額の計算方法は次のとおりです。

消費税額

＝課税期間中の課税売上げに係る消費税額

　－課税期間中の課税仕入れに係る消費税額

地方消費税額＝消費税額×地方消費税率

納付税額＝消費税額＋地方消費税額

※１　「課税売上げに係る消費税額」、「課税仕入れに係る消費税額」については、それぞれ税率の異なるごとに区分して税額の計算を行います。

※２　仕入れに含まれる消費税額の方が多ければ、還付されます。

１　課税売上げ〔Ｐ117〕

課税売上げとは、商品の売上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、住宅を除く建物の賃貸収入など、事業として行う資産の譲渡、貸付け、サービスの提供をいいます。

なお、土地の売却や貸付け、株式、債券の売却、受取利子、住宅の貸付けなどの非課税取引は含まれません。

２　課税仕入れ〔Ｐ117〕

課税仕入れとは、いわゆる商品の仕入れのほか、事業のために使用する機械、建物等事業用資産の購入、建物の賃借、原材料や事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの購入などをいいます。

なお、土地の購入や賃借、株式、債券の購入、支払利子、支払給料、賃金などは含まれません。

## 中 小 事 業 者 の 方　〔P118〕

### 1　簡易課税制度〔P118〕

消費税は、中小事業者の方の納税の事務負担が軽くなるよう課税売上高のみから納付税額を計算できる「簡易課税制度」が設けられています。

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出している方は、「簡易課税制度」を適用できます。

簡易課税制度による納付税額の計算は、課税売上高を次の①から⑥の事業に区分した上で、課税売上げに対する消費税額にそれぞれ次の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れに含まれる消費税額とみなして、売上げに対する消費税額から控除するものです。

① 第一種事業（卸売業）　……　みなし仕入率　90%

② 第二種事業（小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業））　……　みなし仕入率　80%

③ 第三種事業（製造業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業以外の事業）等）　……　みなし仕入率　70%

④ 第四種事業（その他の事業）　……　みなし仕入率　60%

⑤ 第五種事業（サービス業等）　……　みなし仕入率　50%

⑥ 第六種事業（不動産業）……　みなし仕入率　40%

※１　第一種事業から第六種事業までのうち、１種類の事業のみを営む事業者の場合は、次の算式で計算します。

課税仕入れに含まれる消費税額

＝課税売上げに対する消費税額×該当する事業のみなし仕入

率

（簡易課税制度を選択している場合も、課税売上げに対する消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。）

※２　２種類以上の事業を営む事業者で、１種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75％を占める場合には、その75％以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対して適用することができるなどの計算の特例があります。

２　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）〔Ｐ122〕

適格請求書発行事業者の令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の２割とすることができます。したがって、例えば適格請求書発行事業者でない課税事業者や基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、この２割特例の適用を受けることはできません。

具体的な計算方法等は以下のとおりです。

売上税額－売上税額×80％＝納付税額（＝売上税額の２割）

| |
|---|
| （例）１年間の売上げが700万円（税70万円）の場合の納付税額<br>70万円－70万円×80％＝14万円 |

２割特例の適用を受けるには、確定申告書に２割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要です。

また、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者であっても、２割特例により申告することができます。簡易課税制度と異な

り、２年間継続して適用するといった要件もありません。

## 消費税及び地方消費税の申告と納付　〔Ｐ124〕

個人事業者である課税事業者は、翌年の３月31日までに、所轄税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、その申告書に記載した消費税額及び地方消費税額を納付します。

また、直前の課税期間（暦年）の年間消費税額（地方消費税額は含みません。）が一定額を超える場合には、中間申告・納付が必要です。

① 直前の課税期間の年間消費税額が4,800万円を超える場合には、１か月ごとに年11回、

② 直前の課税期間の年間消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合には、３か月ごとに年３回、

③ 直前の課税期間の年間消費税額が48万円を超え400万円以下の場合には年１回、それぞれ中間申告・納付することになります。

中間申告の申告・納付の期限は、原則として、各中間申告対象期間の末日の翌日から２か月以内となります。

なお、それぞれの期間について仮決算を行い、それに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することもできます。

また、直前の課税期間の年間消費税額が48万円以下の課税事業者でも、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に年１回の中間申告・納付することができます。

※１　確定申告書及び仮決算による中間申告書には、明細書（付表）の添付が必要です。

※２　個人事業者の消費税及び地方消費税の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度がありま

す。

　振替納税を利用する場合は、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。

## 消費税の各種の届出等

〔P128〕

事業者の方は、次の①から⑩のような場合には、税務署への届出や申請が必要です。

① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

※ この場合の1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもでき、いずれの基準で判定するかは任意です。

③ 簡易課税制度を選択するとき

④ 課税事業者となることを選択するとき

⑤ 課税期間の短縮を選択するとき、又は既に短縮を選択している課税期間を変更するとき

⑥ 任意に中間申告書を提出するとき

⑦ 適格請求書発行事業者の登録を受けようとするとき

⑧ 適格請求書発行事業者の公表事項を新たに追加又は変更しようとするとき

⑨ ①に該当しなくなったとき

⑩ ③から⑦を取りやめるとき　　など

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。

## 総額表示の義務付け　〔Ｐ130〕

総額表示義務とは、事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合に、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格（税込価格）を表示することを義務付けるものです。

１　総額表示義務の対象〔Ｐ130〕

総額表示の義務付けは、事業者が消費者に対してあらかじめ表示する価格が対象となります。したがって、価格を表示していない場合にまで、税込価格の表示を義務付けるものではありません。また、口頭で伝えるような価格は、総額表示義務の対象とはなりません。

（注）　事業者があらかじめ消費者に対して行う価格の表示であれば、それがどのような表示媒体（店頭表示、チラシ広告、新聞・テレビの広告など）により行われるものであるかを問いません。

２　具体的な表示例〔Ｐ131〕

例えば、次の①から⑦のような表示が総額表示として認められます（標準税率10%が適用されるものとして記載しています。）。

①　11,000円

②　11,000円（税込）

③　11,000円（税抜価格10,000円）

④　11,000円（うち消費税額等1,000円）

⑤　11,000円（税抜価格10,000円、消費税額等1,000円）

⑥　11,000円（税抜価格10,000円、消費税率10%）

⑦　10,000円（税込価格11,000円）

## 障　害　者　と　税　金　〔Ｐ132〕

国は、全ての国民が健康で豊かな生活ができるように様々な仕事を行っています。中でも、社会福祉の仕事が近年急激に増えており、児童、障害者、高齢者などに対する福祉施策が幅広く行われるようになってきました。この社会福祉を含めて社会保障関係に使われる国の予算も年々増えており、令和６年度における一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合は、33.5%となっています。

このように、財政支出の面で社会福祉を充実する一方、障害者が社会的、経済的に弱い立場にあることを考慮して、税金の面でも様々な措置が設けられています。そこで、障害者が受けられる税金の特例などについて、そのあらましを説明します。

１　所得税〔Ｐ134〕

⑴　障害者本人が受けられる所得控除〔Ｐ134〕

納税者本人が、心身に一定の障害があるときは、障害者控除として一人につき27万円（重度の障害がある場合は、特別障害者として一人につき40万円）を所得から控除することができます。

⑵　障害者を扶養している方が受けられる所得控除〔Ｐ134〕

障害者控除として、以下の金額を所得から控除することができます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

イ　同一生計配偶者又は扶養親族について心身に一定の障害がある場合

障害者控除として一人につき27万円（重度の障害がある場合は、

特別障害者として一人につき40万円）

ロ　特別障害者と同居している場合

同居している特別障害者一人につき75万円

⑶　心身障害者扶養共済掛金の控除〔Ｐ135〕

条例の規定により地方公共団体が実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度による契約で一定の要件を備えているものの掛金を支払った場合には、その全額を小規模企業共済等掛金控除として所得から差し引くことができます。

この共済制度は、精神や身体に障害のある方を扶養する方が地方公共団体に掛金を納め、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給するなど、一定の要件を備えているものをいいます。

⑷　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税〔Ｐ136〕

前記⑶の心身障害者扶養共済制度に基づいて、心身障害者やその障害者を扶養する方が受ける給付金（脱退一時金を除きます。）には、原則として所得税が課されません。

２　消費税〔Ｐ137〕

⑴　身体障害者用物品の非課税〔Ｐ137〕

視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、車いす、点字図書などの身体障害者用物品の譲渡や貸付けなどには消費税が課されません。

なお、対象となる身体障害者用物品は、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有するものとして、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに限られます。

⑵　公的な医療保障制度に係る医療等の非課税〔Ｐ138〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律など一定の法律に基づく公費負担医療などには、消費税が課されません。

⑶　介護保険サービスの非課税〔Ｐ138〕

介護保険法の規定に基づく居宅介護サービスなどには、消費税が課されません。

⑷　社会福祉事業等の非課税〔Ｐ138〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づくホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなどの社会福祉事業には、消費税が課されません。

３　相続税〔Ｐ139〕

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産の価額及び相続時精算課税に係る贈与により取得した財産の価額（注）の合計額（債務及び葬式費用の額を控除します。）に、その相続開始前３年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算した金額で、相続税の基礎控除額を超える部分に対して課されます。

（注）令和６年１月１日以後の相続時精算課税に係る贈与により取得した財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税に係る贈与により取得した財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額（最高110万円）を控除した後の残額となります。

⑴　障害者控除〔Ｐ140〕

法定相続人が障害者の場合は、相続開始の時から85歳に達するまでの年数１年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）を掛けて計算した金額が障害者控除としてその方の相続税額から差し引かれま

す。

⑵　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の非課税〔Ｐ140〕

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を、相続により取得したものとみなされた場合、この受給権については相続税の課税対象になりません。この共済制度の内容は、所得税の特例で説明したとおりです。

４　贈与税〔Ｐ141〕

贈与税は、個人から財産をもらったときに課される税金です。

会社など法人から財産をもらったときは、贈与税は課されませんが、所得税が課されることになっています。

⑴　特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権の非課税〔Ｐ142〕

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方をいいます。また、特定障害者扶養信託契約とは、個人が信託会社などと結んだ金銭や有価証券などの財産の信託契約で、委託者以外の一人の特定障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、所定の要件を備えたものをいいます。

なお、信託できる財産は、次の①から⑥のものに限られます。

① 金銭

② 有価証券

③ 金銭債権

④ 立木（たちきのことをいいます。）やその立木がある土地で立木とともに信託されるもの

⑤ 継続的に相当の対価（賃料）を得て他人に使用させる不動産

⑥ この信託の受益者である特定障害者が居住する不動産で上記①から⑤の財産のいずれかとともに信託されたもの

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社などを通じて特定障害者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

⑵ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の非課税〔Ｐ144〕

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を、贈与により取得したものとみなされた場合、この受給権については贈与税の課税対象にはなりません。この共済制度の内容は、所得税の特例で説明したとおりです。

５ 地方税〔Ｐ145〕

⑴ 住民税〔Ｐ145〕

個人の住民税は、市区町村内に住所を有する方に対し、均等割額と所得割額が課税されていますが、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の場合は、年収にして204万4,000円未満）の障害者については、住民税は課されません。

個人の住民税の所得割額は、通常、前年中の所得金額から基礎控

除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除などの所得控除を差し引いて、その残額に税率を掛けて計算します。

障害者本人が受けられる所得控除額及び障害者を扶養している方が受けられる所得控除額は、次のとおりとなります。

なお、同控除の対象となる方の範囲等については、所得税の取扱いと同様です。

イ　障害者控除

障害者　一人につき26万円

特別障害者　一人につき30万円

同居特別障害者　一人につき53万円

ロ　配偶者控除

①　納税者の合計所得金額が900万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 33万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 38万円 |

②　納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 22万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 26万円 |

③　納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合

| | |
|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 11万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 13万円 |

ハ　扶養控除

<table>
<tr><td rowspan="4">控除対象扶養親族</td><td colspan="2">一般の控除対象扶養親族</td><td>33万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　定　扶　養　親　族</td><td>45万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>38万円</td></tr>
<tr><td>同　居　老　親　等</td><td>45万円</td></tr>
</table>

※１　障害者控除と併せて受けることができます。

※２　「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が16歳以上の一定の人をいいます。

※３　「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。

※４　「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

※５　老人扶養親族のうち、「同居老親等」とは、納税義務者又は納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者又は納税義務者の配偶者のいずれかとの普段同居している人をいいます。

⑵　自動車税、軽自動車税〔Ｐ150〕

目や足などの不自由な方などが利用するもので、本人又は家族等が運転する自動車について、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）を条例により減免している地方公共団体があります。詳しくは、自動車の主たる定置場のある地方公共団体にお尋ねください。

## 税務署長の処分に不服があるときは

〔Ｐ151〕

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならない方が申告しなかったりしたときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の国税があり、督促をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。

このような税務署長の処分に不服があるときは、税務署長に対する「再調査の請求」、又は国税不服審判所長に対する「審査請求」のいずれかを選択して不服申立てをすることができます。

再調査の請求又は審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から３か月以内にすることができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定を経た後の処分になお不服があるときは、再調査決定の通知を受けた日の翌日から１か月以内に審査請求をすることができます。

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から６か月以内に裁判所に「訴訟」を提起することができます。

## 国税について調べたい方は　〔Ｐ153〕

国税について調べたい方は、次の１又は２をご利用ください。

１　国税庁ホームページ（タックスアンサー）〔Ｐ153〕

よくある税の質問については、国税庁ホームページに掲載しているタックスアンサーをご利用ください。音声読み上げソフトに対応しています。

２　電話相談センター〔Ｐ153〕

納税者の方からの電話相談については、国税局及び国税事務所に設置する電話相談センターで受け付けています。

電話相談センターの利用方法は次の①から③のとおりです。

①　国税相談専用ダイヤル0570-00-5901（ナビダイヤル）に電話する。

②　音声ガイダンスにしたがい、相談したい内容の番号を選択する。

③　担当の相談官がお答えします。

※１　ガイダンスの途中でも選択できます。「番号が確認できません」というガイダンスがあった場合には、「トーン切り替えボタン」（＊や#など）を押してから選択してください。

※２　ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話し、音声ガイダンスにしたがい番号「１」を選択すると、電話相談センターにつながります。

※３　受付時間は、月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時までです。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）は受付を行っていません。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）　〔Ｐ155〕

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となる制度です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

税務署に提出する、所得税等の確定申告書や個人事業の開業届出書などには、マイナンバーの記載が必要です。

また、報酬や不動産の賃借料などの支払に係る法定調書にもマイナンバーの記載が必要です。そのため、これらの支払を受ける場合は、支払をする方に対し、マイナンバーを提供する必要があります。

なお、マイナンバーを提供する際には、本人確認（番号確認及び身元確認）のため、提供先である税務署や支払をする方などに対し、本人確認書類の提示又は写しの提出が必要になります。マイナンバーカードをお持ちの方は、カード１枚で本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、例えば、マイナンバーが記載された住民票若しくは通知カード（通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る）と身元確認のための顔写真付きの身分証明書の提示又は写しの提出が必要です。

マイナンバー制度については、デジタル庁ウェブサイトに点字・大活字広報誌「マイナンバー制度のご案内」（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/）もありますので、併せてご利用ください。

税について更に詳しくお知りになりたい方は、国税については電話相談センター又は最寄りの税務署へ、地方税については都道府県又は市区町村へお問い合わせください。

なお、この点字広報誌「私たちの税金」については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）から、点字データ（BASE形式）・墨字本（PDF）・音声データ（mp3）をダウンロードすることができます。

【国税庁ホームページ掲載場所】

ホーム / 刊行物等 / 点字広報誌「私たちの税金」